

香川県丸亀市長

年 月 日付けであなたが行った要介護認定・要支援認定等の申請については、介護認定審査会の審査及び判定の結果に基づき次のとおり決定したので、通知します。

- ・ 認定の有効期間であっても、状態の変化等により状態区分の変更をすることがあります。また、認定変更の申請をすることもできます。
- ・ 認定の有効期間の満了後においても要介護・要支援状態に該当すると見込まれるときは、認定の有効期間の満了日の60日前から認定の更新の申請をすることができます。
- ・ サービスの種類の指定を受けた場合は、状態の変化等により種類の変更の申請をすることができます。
- ・ 介護認定審査会の意見として、サービスの適切かつ有効な利用等に関する留意事項がある場合には、被保険者証に記載してあります。

丸亀市役所 課

この通知について不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3ヵ月以内に香川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヵ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。